

# 平成28年第3回白鷹町議会定例会 第1日

## 追加変更議事日程

平成28年6月7日（火）午前10時開議

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 |       | 会期の決定  |
| 日程第 3 |       | 諸般の報告  |
| 日程第 4 |       | 一般質問   |
| 日程第 5 | 議第74号 | 行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する<br>条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  |
| 日程第 6 | 議第75号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認<br>について                      |
| 日程第 7 | 議第76号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決<br>処分の承認について                 |
| 日程第 8 | 議第77号 | 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決<br>処分の承認について                 |
| 日程第 9 | 議第78号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                       |
| 日程第10 | 議第79号 | 白鷹町森林再生基金条例の設定について                                     |
| 日程第11 | 議第80号 | 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を<br>定める条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第12 | 議第81号 | 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する<br>基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第82号 | 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について                             |
| 日程第14 | 議第83号 | 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第<br>1号）について                   |
| 日程第15 | 議第82号 | 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について<br>(予算特別委員長報告)              |
| 日程第16 | 議第83号 | 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第<br>1号）について (予算特別委員長報告)       |
| 日程第17 | 議第84号 | 道路維持作業車の取得について   |
| 日程第18 | 議第85号 | 荒砥小学校大規模改修工事（校舎）請負契約の締結について                            |
| 日程第19 | 請第 2号 | T P P協定を国会で批准しないことを求める請願                               |

日程第20 報第 1号 平成27年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について (議会運営委員会)

---

○出席議員 (14名)

1番	遠藤 幸一	議員	2番	笹原 俊一	議員
3番	佐々木 誠司	議員	4番	小口 尚司	議員
5番	小形 輝雄	議員	6番	樋口 与一朗	議員
7番	田中 孝	議員	8番	山田 仁	議員
9番	奥山 勝吉	議員	10番	石川 重二	議員
11番	佐藤 京一	議員	12番	菅原 隆男	議員
13番	関 千鶴子	議員	14番	今野 正明	議員

○欠席議員 (なし)

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 誠七
副町長	横澤 浩
教育長	沼澤 政幸
総務課長	松野 芳郎
税務出納課長	田宮 修
企画政策課長	湯澤 政利
企画主幹	永野 徹
町民課長	中村 裕之
健康福祉課長	齋藤 春美
産業振興課長	齋藤 重雄
農林主幹併 農業委員会事務局長	菅間 直浩
建設水道課長	今野 秀一
病院事務局長	渡部 町子
教育次長	菅原 良教
総務課長補佐	長岡 聡
財政係長	小林 裕
農業委員会会長	樋口 太一

---

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 樋口 浩  
係 長 橋 本 達 也  
書 記 佐 藤 圭 子

## 開 会

〈午前10時00分〉

### ○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

本定例会は、「日本の紅（あか）をつくる町」のPRに努めるべく、昨年引き続き、紅花を飾り、深山和紙製の紅花ブローチを胸に審議に臨みます。

これより平成28年第3回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 議事日程は事前に配付のとおりです。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

3番 佐々木誠司君

4番 小口尚司君

の兩名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、6月1日の議会運営委員会に諮問したところ、6月7日から6月14日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6月7日から6月14日までの8日間と決定いたしました。

---

### ○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 置賜地方町村議会議長会臨時総会、5月17日、小国町で開かれました。

平成27年度決算を認定し、平成28年度事業実施計画及び補正予算について審議し、原案のとおり決定しました。また、県議長会臨時総会等の提出議題案や他地区との合同研修等について了承いたしました。

2. 知事を囲む市町村自治振興懇談会、5月24日、山形市で行われました。

山形県市議会議長会並びに町村議会議長会共催の知事を囲む市町村自治振興懇談会が、吉村県知事初め県企画振興部長、市町村課長出席のもとに開催され、平成28年度県政運営について説明があった後、各地域から当面する懸案事項について提出され、意見交換がなされました。

置賜地方町村議会議長会として「置賜地域における主要道路網の整備促進について」を提出いたしました。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

---

### ○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、安心して子育てができる環境づくりについて、3番、佐々木誠司君。

〔3番 佐々木誠司 登壇〕

○3番（佐々木誠司） おはようございます。

安心して子育てができる環境づくりについて一般質問を行います。

5月24日の山形新聞に日本の出生率に関する記事が掲載されました。厚生労働省の人口動態統計によると、昨年2015年の合計特殊出生率は1.46となり、前年よりわずかに0.04ポイント上昇し、出生数は前年に比べ2,117人ふえ100万5,656人で、2010年以来5年ぶりに前年を上回ったとのこと。山形県の合計特殊出生率は全国平均を上回る1.50で、前年に比べて0.03ポイント上昇したものの、出生数は7,831人で前年比135人の減少、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は7,130人とのこと。

本町でも年々出生数が減少しているようです。これまで赤ちゃん100人プロジェクトの実施など、その改善に取り組んでおられますが、まず本町の出生数はどのように推移しているのかを伺います。

次に、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、全国的な動向に合わせて、本町でも平成27年3月に「白鷹町子ども・子育て支援事業計画」を策定されました。急速な少子化の流れに対応するものとして事業を実施しておられますが、なかなか出生数の増加にはつながっていないものと思われま。その要因として、どのようなことが課題であると捉えておられるのかを伺います。

本町の年齢別人口割合を見ると、出産年齢層、特に20代と30代の方々の人口が非常に少なく、今後もさらに減少するものと予想され、加えて、なかなか結婚に至らない若者もふえ、晩婚化も進んでおります。年齢的に可能な限り1人でも多くの方々に1人でも多くの子供を産み育てていただくことを推奨していくことが今後も不可欠であり、安心して子育てができる環境をさらに整えていくことが必要であると考えます。そのための支援策としてどのようなことを考えておられるのかを伺います。

以上の3点についてよろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 佐々木議員の一般質問にお答えする前に、この4月14日、16日に発生いたしました熊本地震の中、お亡くなりになられた方、心よりお悔やみを申し上げたいと思いますし、被災された方々、けがをなされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を願うものでもあります。

また、同じような自治体といたしまして、益城町が一昨日からプレハブで業務を展開されているそうでございます。本当に地震に対する備えというものが、万全ということはいかないわけでございますが、できる限りの体制を整えていく必要があると認識しているところでございます。

このようなことを踏まえながら、佐々木議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどご指摘いろいろあったわけでございますが、日本の人口でございますけれども、地方の人口が減少する中でも国全体としては増加をしております。2008年、平成20年でございますけれども、1億2,808万人をピークに減少し、今後においても人口減少が進むと推計をされているところでもあります。

しかし、人口減少が進む中におきましても東京圏への一極集中は続くものと考えられておまして、さらなる地方の人口減少とともに、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や社会保障制度など、私たちの生活にも大きな影響をもたらすものと考えるところでもあります。

議員のご質問にもありましたが、さきに厚生労働省が発表した平成27年人口動態統計の概数で、女性お一人が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が2015年は前年から0.04ポイント上昇し、出生者数は100万5,656人で、10年ぶりに前年を上回ったとの発表があったわけであります。しかし、お亡くなりになりました人数も戦後最多で、死亡者数から出生者数を引いた人口の自然減も28万4,772人と過去最大となったものであります。山形県におきましても、合計特殊出生率は全国平均を上回る1.50で、前年に比べて0.03ポイント上昇いたしましたが、出生者数は7,831人であり、前年に比べて135人の減となったものであります。

本町の出生者数の状況につきましては、平成23年、これは暦年であります。平成23年は106人と100人を超える数でありましたが、平成25年、26年は80人台で、平成27年には70人という数字になったところでもあります。さらに、平成28年の出生予定者数につきましては、現在の母子健康手帳の交付状況から推計してみますと70人弱と見込まれるところでもあり、この数字は、これまでの子育て施策に取り組んできた中で結果としては非常に厳しい現状であると捉えているところでもあります。

人口減少、少子化がもたらす影響につきましては、最初にも全国的な影響を申し上げましたが、本町におきましては、既に保育園や学校など公共施設の配置の見直しを行ったところでもあります。また、今後、町内企業の経済活動、特に労働力確保にも悪影響があり、地域全体の活力の低下につながる可能性もあると考えているところでもあります。

町では、人口減少対策、特に次代を担う子供たちを産み育てやすい環境づくりを進めるため、第5次白鷹町総合計画において「子どもの数を減らさない 赤ちゃん100人子育てプロジェクト」を掲げ、安心して子供を産み育てられる環境整備とともに、町全体で子供と家庭を支える仕組みづくりに積極的に取り組んできたところでもあります。

町独自の取り組みといたしましては、出産期においては、平成22年度から「ニコニコマタニティライフ応援事業」や平成23年度から「特定不妊治療助成事業」を実施してまいったところでもあります。また、子育て期においては、平成22年度から「しらたか元気っ子事業」、平成24年度から「小児インフルエンザ予防接種費用助成事業」や平成25年度からは「多子世帯子育て応援事業」などを行いながら、経済的負担の軽減を図ってまいったところでもあります。さらに、子育て世帯の住宅環境整備といたしまして、平成20年度と21年度には子育て世帯向け町営住宅の整備を行ってまいりました。

このように、子育て支援における事業におきましては、経済的支援を初めあらゆる事業を積極的に取り組んできたところではありますが、さきにも申し上げましたとおり、出生者数の数値については残念ながら毎年減少しているというのが現状であります。

平成26年度に子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。計画策定に当たり、平成25年度に子育てにおける課題などを把握するため実施しました「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の分析では、1つ目として、保育サービスの充実が求められていることが挙げられます。就学前児童の保育所の入所率につきましては今年度81.6%、1歳児で既に65.9%になっているところでもあり、保護者の就労等に合わせた保育時間の延長や休日保育など、各種保育サービスの充実に向けたさらなる取り組みが必要なものと捉えているところでございます。

2つ目として、子育てに伴う経済的負担の軽減であります。出産から子育て、教育に要する経費の負担感が増大しており、経済的負担の軽減が求められております。

3つ目として、医療体制の充実であります。安心して出産でき、また安心して子供が医療機関にかかることができる医療環境の充実が求められます。

4つ目としては、仕事と家庭の両立に向けた環境づくりでもあります。働きながら子育てしやすい環境を整備するために、残業時間の短縮や休暇の取得促進、休業後の職場復帰など、企業等にける仕事と家庭が両立できる環境づくりや父親の子育て参加や祖父母の協力体制なども求められております。

5つ目といたしまして、次世代の親の育成への取り組みです。男女とも平均初婚年齢が高齢化し、晩婚化・未婚化している点は少子化の大きな要因となっていることが伺うことができることから、婚活支援への取り組みが求められるものであります。

6つ目として、子育て世代への居住環境対策です。核家族化が進行する中で、子育て世帯の定住を促進するために賃貸住宅や住宅の確保が必要と考えられます。また、公園や子供たちの遊び場など、居住環境の充実が求められているところでもあります。

7つ目につきましては、最も基本的な点として、安定した雇用環境の充実であります。若者が安心して働ける職場の確保、労働条件や経済的安定性が求められていることなどについて課題として捉えているところでもあります。

課題に対する町としての対応は、保育時間の延長を含む保育サービスの充実については、公立保育所であるひがしね保育園における今後の運営や施設のあり方等について、ひがしね保育園の保護者や東根地域の組織代表などの皆様による検討委員会で検討をいただいていたところでございます。

また、病児・病後児保育サービスにつきましては、医療機関との連携が欠かせない条件でもあり、事業を展開するには厳しいものがあると認識をしているところでございます。しかし、今後においては各施設に看護師さんの配置などをお願いすることも必要になってくるのではないのかなというふうに今考えさせていただいているところでもあります。

子育てに伴う経済的負担の軽減におきましては、今年度から「しらたか元気っ子事業」において対象者を高校3年生相当年齢まで拡充をさせていただきました。また、平成29年度小学校に入学する児童への「新入学児童ランドセル贈呈事業」などに取り組んでいるところでもあります。

仕事と家庭の両立に向けた環境づくりにおいては、残業時間の短縮や休暇の取得促進、休業後の職場復帰など、企業等におけるワークライフバランスに関する啓発促進に取り組んでまいります。

次世代の親の育成への取り組みにつきましては、婚活支援として、婚活サポート支援員を配置し、企業に勤務する婚活者へアンケートを実施し、さらに充実したイベントや情報提供などに取り組んできたところでもあります。おかげさまで、昨年度のお見合い件数は12件、1組の成婚があったという報告を受けているところでございます。

子育て世代への居住環境対策においては、「すまいる住まい！若者定住サポート事業」に取り組む、平成27年度は18世帯の方々に支援をさせていただいたところでもあり



ます。

さらに、国や県との連携といたしまして、教育・保育の環境を確保するため、この4月から開所いたしました2つの幼保連携型認定こども園への対応を図ってまいりました。県との連携した取り組みとして、ひとり親家庭が自立し、安心して暮らしていくための支援を進めてまいります。

このように、第5次総合計画の主要プロジェクトでもあります雇用・産業、そして子育て教育を施策の柱とするとともに、地方創生の政策パッケージとして、婚活・子育て応援プロジェクトを掲げ、課題解決に取り組んでいるところでもあります。

今後の施策の展開につきましても、将来的に持続可能なまちづくりを進めるために、人口減少対策の方向性としては、広域的な視点も踏まえながら「雇用創出」を図り、「新しい人の流れ」をつくり、「少子化対策」に取り組み、「地域課題の解決」を進め、施策間連携を十分に図り、好循環を生み出していくとしております。

特に、定住や雇用の確立を柱としながら、たくさんの子供たちが元気に生まれ、そして安心して育てられる子育て教育環境の充実を進めていくため、具体的な数値といたしましては、合計特殊出生率1.8を目標に事業を行っていく所存でもあります。

しかし、少子化対策の取り組みの状況につきましては、さきにも述べさせていただきましたが、今までもいろいろな政策を掲げ取り組んでまいりましたが、1自治体だけでは限界があるものというのは事実でもございます。

安心して子育てができる環境をさらに整えていくため、町としてどのような施策に取り組んでいかなければならないか、社会保障制度としての国の施策の方向や県の対応などを確実に捉えながら、町独自の施策も実施し、今後とも子育て教育を重点として、持続的な定住人口を基調としたまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、佐々木議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） ただいまお答えいただきましたが、平成28年度の白鷹町の出生数の見込みとして70人を下回るということを今お聞きいたしまして、本当に危機感を通り越して寂しい世の中になったなとつくづく感じるところでございます。

これも山形新聞に昨日掲載されましたことですが、国の調査によると、安心して結婚、妊娠、出産、子育てできる社会が実現していると考える人の割合は19.4%に過ぎないということでございました。国も人口減少に対応するには子育て支援が特に重要だと言っております。

本町でも、先ほど町長からご答弁ありましたが、しらたか元気っ子事業として今年度から子供の医療費を助成する対象者を新たに高校3年生年齢相当まで拡大されるなど、さまざまな取り組みをされているということは承知しております。全国的にも、また県

内各地でも各自治体でさまざまな新たな取り組みというものが打ち出されているようですが、そこで、先ほどもありましたが、病児・病後児保育について一つお伺いいたします。

本町でも共働き世帯というのは非常に多いわけでごさいます、ほとんどの家庭が保育園またはこども園を利用されているというところでごさいます、もしその子供が急に熱を出したりとか、病気にかかると、当然保育園はお休みになってしまいます。その治るまでの間、長い期間仕事を休まなければならないというわけであり、そういった場合の対応策として病児・病後児保育というものがあるとお聞きしていますが、もう少し具体的にその辺の内容、どのようなサービスなのか、また本当に実施するに当たっての課題などをお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

病児・病後児保育とは、お子さんが体調を崩した場合、保護者が勤務の都合により家庭で保育を行うことができない場合、保育所等でお子さんをお預かりする事業でございます。

お子さんが病気になった場合、保護者が子供の看護のため休暇を取得できるのが一番であり、その休暇がとれる社会環境を整備できるのが最も望ましいと考えますが、現実として保護者が休暇を取得できないことが多い現実があり、近年、県内でも病児・病後児保育の施設整備がなされている状況でございます。

初めに、病児対応型といたしましては、症状が病気の回復期に至っていない場合、お子さんを預かる施設でございます。県内では9カ所あり、置賜管内では川西町に1カ所、米沢市に2カ所ございます。また、病後児対応型といたしましては、病気の回復期にあるが集団保育が困難な期間にあるお子さんをお預かりする施設でございます。県内には10カ所、置賜には南陽市に1カ所施設がございます。

その運営に当たりましては、先ほど町長も申し上げましたけれども、小児科や産婦人科の先生との連携が必要であり、また看護師の確保や保育所内の施設内のスペースが必要となってまいります。白鷹町ではなかなか難しい状況と考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） その病児保育・病後児保育に関しては、小児科医の先生それから産婦人科医の確保などもあって難しいということをお聞きしましたが、やはりなかなか休みをとれないという親御さんの心情もございしますが、これはファミリーサポートセンター事業との連携というのはできないものでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

ファミリーサポートセンターの内容でございすけれども、子供を見てくれる方がい

ないときや休日に仕事が休めないとき育児を支援するためのシステムであり、育児をお願いしたい利用会員と育児を応援する協力会員とで構成されており、センターがその仲介人となっている関係でございます。現在、利用会員は98名、協力会員が25名おります。昨年度の利用件数でございますけれども、45件となっている状況でございます。

ただ、病気のお子さんをお預かりすることは可能ではございますが、やはり専門的な知識を持った方の対応ではないために、お子さんの様子などを十分にお伺いしながらお預かりできるかどうかの判断をさせていただいているという状況でございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） さまざまな課題もあろうかと思いますが、クリアしてぜひ今後実施していただきたいなと思うところでございます。

続きまして、男性の育児休暇についてお伺いします。

やはり子育てと申しますと、お母さんだけではなくお父さんも加わるのが当然だという昨今の世の中ではありますが、実は私も余り人のことは言えたものではございませんでしたけれども、平成28年度から始まりました白鷹町男女共同参画計画「男（ひと）と女（ひと）とが互いに支え合い輝けるまち」プランにおいて、男性の育児、家事、介護への参画を推進するということで、男性の育児休暇取得率を白鷹町では13%を目標にするに掲げられておられますが、現在、町での取得率はどれくらい、何%くらいあるのかお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

本町におきましては、町内企業を対象といたしまして企業調査を実施してございます。27年度、昨年度ですが、72の事業所さんを対象に調査を行いまして27事業所さんから回答をいただいているところでございます。その中では、育児休業を取得した事業所さんといえますか企業さんは5社ということで、5人の方がおられました。その内訳は、やはり女性が5人ということで、男性の取得はございませんでした。

また、27年の3月に白鷹町子ども・子育て支援事業計画が策定された折にアンケートを実施してございます。その中では、女性が45.7%の取得に対しまして男性は0.3%というような結果でございまして、その理由については、女性は「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」とか、それから男性につきましては「仕事が忙しかった」というような理由だということで記載がされてございます。

また、山形県の労働条件等実態調査というものが行われておりまして、これが平成27年度の山形県全体の育児休業取得の割合ということで出されておりました、これが、女性が89.7%、男性が2.1%というようなことで、なかなか県全体でも2%、私どもの町ではかなり男性の育児休業取得率は低いというようなことで認識をしているところでござ

ざいます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） やはり予想どおりかなという数字でございますが、その13%目標。恐らくこれはたしか国の目標をそのまま町でも掲げたのではなかったかなと思いますが、その目標達成に向けて少しでも取得をしていただくということを推進するためには今後どのように推進していかれるのか、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） かなりの課題はあるなというようには思っています。イクメン宣言なんていうことを各首長さんがなされている。私自身はもうそのような年ではないわけですけれども、山形市長がイクメン宣言をされたり三重県の知事さんがされたりということで、大分少しずつではありますが浸透はしてきているなど認識はしております。いろいろな機会において私どもといたしましては社長さん、経営者の方々とお会いした段階でそういうものをお願いしていくというようなこと、さらに労働関係の状況を把握しておられます労働基準監督署あるいは雇用状況等の把握をされておりますハローワークさん等々との連携を保ちながら、これは直ちに一気に数値を上げるということはかなり厳しいものがあるかと思っておりますけれども、少しずつこの数値を上げるべく、我々も各企業さんのほうにお願いをしご理解を賜るような運動を展開してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 私も、10年ほど前になりますけれども、なかなかやはり育児休暇というのはとりにくかったということもありますし、男性の甘えと申しますか、女性に任せっきりみたいなことで私も反省している部分があります。そんなこともありますけれども、何とか男性の育児休暇をとれるような形で世の中の雰囲気づくりをしていかなければならないのかなと思うところでございます。

続きまして、お父さん、お母さんが子供を育てるということも当然ですが、おじいちゃん、おばあちゃんのいる家庭もございまして、そういった方々に対する事業ということでございますが、実は、上山市でことしから「三世代同居孫守り奨励事業」というようなことを実施されたようです。これは、祖父母、父母、孫らの三世代のきずなを深め、三世代同居を推進することにより、子育て世代の出産、育児負担の軽減や日常生活環境の安定を図ることを目的に補助金を交付するというところでございまして、上山市の場合の具体的な内容ですが、市内に住居を有する祖父母が、同居している生後6カ月以上2歳未満の児童を自宅で3カ月以上保育しているかまたはこれから保育を予定している場合に、月額5,000円を支給するというような内容のようです。要するにお孫さんの子守をなさるおじいちゃん、おばあちゃんを応援する事業のようですが、当然このような取り組みがあることはご存じだと思いますが、もしわかればほかの自治体の状況などにつ

いてお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

まず、県の取り組みでございますけれども、県ではやまがた創生総合戦略の中で、「日本一の三世代同居を活かした子育て支援」として、大きく3つの事業を行っているところでございます。1つ目といたしましては、意識啓発として三世代同居のよさの情報発信事業、2つ目といたしまして、交流拠点として祖父母世代が交流をしながら孫を含め地域全体で子育てを行う拠点づくり事業、3つ目といたしまして、三世代同居住宅のリフォームにおける住宅支援ということで、大きく3つの事業に取り組んでいると認識しております。

さらに、ほかの市町村におきましては新たな事業としては承知していないのでございますけれども、県で行っております住宅支援の部分においては、他の市町村においても行っていると認識しているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 私がいいなと思ったのは三世代同居を応援するというところでございまして、それによって、高齢者の方の二人暮らし、ひとり暮らしというのが非常に最近多くなっているわけですが、そういったことを防ぐという意味でも、お年寄りの方々が安心して暮らせる世の中をつくるということに対しても非常によい事業だなと思ったところでございます。ぜひ新たな保育サービスとして白鷹町でも実施してみてもどうかと思うところでございますが、町長、そのあたりどうでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 非常にこの件については難しい問題があるかと思えます。やはり若い世代におきましては2人で生活をしてみたいという思いもあるわけですし、またどうしても勤務の条件が生まれた実家から通えるような状況下でないという部分もあるわけですし、全てそういう形にはならないとは思いますが、もう少し上山の実態を確認をさせていただき、実際にどういう効果があったというような効果がなければ、せっかく貴重な税金を使わせていただくわけですから、この辺については上山の実態なども我々としては調べさせていただける範囲内で調べさせていただき、効果のあるものとして判断させていただくならば、今議員からあった内容についても前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） やはりおっしゃるとおりでございます。これは今年度から始まったばかりですので、今後どのような成果があらわれるか私どもも注視して、ぜひもしよければ参考にしたいなと思ったところでございました。

続きまして、多子世帯子育て応援事業についてお伺いします。

この多子世帯子育て応援事業というのは、第三子以降の保育園の保育料が無料になるという内容の事業のようですが、その具体的な内容についてお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

多子世帯子育て応援事業の内容につきましては、子供を産み育てやすい環境づくりとして取り組んだものでございまして、平成25年度から実施している内容でございます。内容といたしましては、中学3年生相当までの間にある子供が3人以上いる家庭における第三子以降の利用者負担額、いわゆる保育料を無料にしている制度でございます。27年度までの実績を申し上げますと、平成25年度では76人、年額1,861万8,000円、26年度では90人、年額2,069万8,000円、27年度は見込みでございますけれども91人で、年額2,237万円と見込んでいますところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 平成27年度の見込みで91人ということで、意外と多いものだなと思うところがございます。これも多くの子育て世帯の方々からは非常にありがたいという声をお聞きします。ただしかし、例えば一番上の子供が中学校を卒業してしまうということになりますと、中学生以下の年齢の子供は2人になってしまうと。そうすると、去年まで無料で保育園に通わせていただいたものが全額負担になってしまうというような内容のようですが、中学校を卒業して高等学校、さらには専門学校、大学というように上の子供が進むということになりますと、今の段階では恐らくそんなに該当される方はいらっしゃらないと思うのですが、そういうふうな場合になりますと教育費やら学費などで余計お金がかかるということでございます。それにもかかわらず保育料が高くなってしまうということで、何か納得がいかないなということをおっしゃっておられる町民の方もいらっしゃるようです。年齢的にも本当に可能な限り多くの方々にはいっぱい子供さんを産んで育てていただくという場合になりますと当然年の離れた兄弟というのも出てくると思うのですが、そういった方々に対する負担軽減ということもこれから大事なのではないかなと思います。

そこで、事業の拡大と申しますか、中学生までの年齢要件というものを外して、第三子または第二子を全て無料にするということでも考えられないかなと思うところがございます。実際にそのようなことを実施されている自治体もあります。または、できれば保育料を全額無料にするとか、財源のこともいろいろあると思うのですが、そういったことで町のほうでも取り入れてみたらどうかと思います。その辺の予算というか、課題というものをもしあればお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今お話あったご質問といいますか提言に対しましては、これはやはり予算が伴う部分が相当ございます。第三子でやはりあの数字でございますので、第三

子の中学生、高校生ということまでの枠の拡大といいますか年齢を拡大していくということは、これは検討に値するものだと思います。ただ、やはり全額、第一子、第二子、第三子ということになりますと、これはやはりいろいろな税金をお預かりした部分についても再分配をどうしていくかということになってこようかと思います。これは、額がどうのこうのというよりも、町民の皆様方のご理解をいただけるような環境が整うかどうかというようなこと、実は今までいろいろな事業を先ほど来説明をさせていただいてまいりましたけれども、効果があったと思われるのかどうか非常に疑問な点もあるわけです。疑問といいますか、ちょっと数字的にふえてこない。我々ももう一度その辺は見直しをしながら、これは山形県自体が人口減少というような状態、あるいは国自体が人口減少、一極集中という実態を踏まえた場合の、私どもでもいろいろな計画を策定する場合将来見通しというのを全部立てておりますが、それらをもう一度私ども掘り下げて、その時代においての子供の生まれる人数というのはどの程度であったかということなども踏まえながら今の実情を合わせていきたい。その中でのこれからのさらなる施策の展開というものはしていかがるを得ないのではないのかなと思っているところでございます。

そのようなことを踏まえながら、今佐々木議員からあったご提言につきましては、この第三子の年齢の拡大ということについては十分検討はしていきたいと思いますが、第一子、第二子については、少し我々としてはもう一度この辺の検証をさせていただいてから検討させていただきたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 前向きなご返答ということで、ありがとうございます。やはり先ほども申しましたが、何といたっても20代、30代の方々、出産していただく年齢層の方々が本当に非常に少ないということでございますので、できる限り年齢の許せる限り1人でも多く子供を産んでいただきたいということでございますので、ぜひそういった方々への支援と申しますか、よろしく申し上げます。

続きまして、ちょっと視点を変えてみまして、学校給食について質問させていただきます。

学校給食の無料化ということをよく言われますけれども、当然学校給食は児童の体力づくり、健康管理、それから地産地消の学びといった面でも大変重要なことであると思いますが、子育て世帯の家計の負担の軽減策の一つということで、これは私も調べてみたのですが、全国的にも本当に実施されているところは少ないようですが、たしか10の自治体ほどしかなかったと思います。ですが、そういった家計の負担の軽減策の一つということでぜひ町でも検討してみたいかなと思うのですが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、教育委員会のほうで所管をしてございます子育て支援施策ということで若干ご紹介をさせていただきたいと思いますが、これまでも要保護・準要保護の児童生徒に対します就学の援助といった部分を初めとしまして、通学時の安全確保なども含めながらスクールバスの運行といった部分なども実施をしている状況でございます。

また、今年度からですけれども、先ほど町長のほうからもありましたけれども、来春、29年度に小学校に入学をする児童の新入学を祝うとともに保護者の皆様の経済的な負担の軽減を目的といたしまして、入学予定の児童にランドセルを贈呈するという「新入学児童ランドセル贈呈事業」に取り組むということにもしております。

さて、議員ご質問の学校給食費の無料化の関係でありますけれども、学校給食費につきましては、経費負担のほうに一応ルールがございまして、学校給食法等で負担区分が決まっているということでもあります。給食の実施に必要な施設整備でありますとか設備の導入、あとは人件費でありますとか修繕費といったものにつきましては、施設の管理者といいますか設置者のほうの負担となるということになってございます。それ以外の部分の食材料費でありますとか光熱水費といったような部分を保護者負担ということで給食費として納入をいただくということになっているものでございます。

ただし、当町におきましては、一応皆様には食材料費のみを負担をいただくということで対応してございまして、光熱水費につきましては公費で負担をしているという現状でございます。参考までに申し上げますけれども、光熱水費につきましては27年度の実績という部分では860万円ほどとなっておりますので、1食あたりに換算しますと1食約37円の部分について保護者負担の軽減をしているということになっているのかなと思っております。

なお、現在の1食当たりの給食につきましては、小学校で262円ということになっております。中学校では304円ということになっておりまして、この金額については、基本的に平成11年度でしょうか1回10円ほどそれぞれ値上げをさせていただきましたけれども、その後は中身的には値上がりをしていないという状況でございます。ただし、26年度に消費税の税率アップに伴いましてその部分についてのみ上げさせていただいたという経過がございますが、そのようなことで17年大体据え置きになっているというような状況でございまして、県内の平均の給食費のほうは小学校で264.9円、中学校では306円ということですので、県の平均と比較しましても2円から3円ぐらい1食当たり低い水準にあるという状況でございます。

議員が今ご提案いただきましたような、例えば全国的にも給食費の無料化が出ているという部分などもございますが、そういったものを例えば実施をしていった場合ということで参考までにお話を申し上げますけれども、27年度の給食の総食数につきましては、小学校で14万7,000食ほどになっております。中学校では8万1,100食といったようなぐ



あいでありまして、それぞれに先ほどの単価を掛けてみますと小学校では約3,850万円ほど、中学校では2,460万円ほどということで、トータルをしますと6,310万円といった部分の財源措置が必要になってくると捉えているところでございます。

なお、食費につきましては、現在、医療でありますとか介護といった社会保障制度の中でも一般的に個人の負担に帰すべきものであるという考えなどもありますので、やはり給食費につきましても、それを踏まえた無料化については慎重な検討が必要ではないかなと思っているところでございます。

なお、先ほど町長のほうからもございましたけれども、いろいろな子育て施策がございますので、それらの効果の検証なども行った上で、今後の給食費の無料化についてもあるべき姿を今後検討していく必要があるのかなと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） やはり学校給食に関しましては考え方というのはさまざまあるようでございます。地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さを理解する上で食は重要な教材であり、学校給食は生きた教材であると。これは実際に栃木県の大田原市で実施されているところの学校給食無償化にする意義のようです。一方では、子供の食費は親が負担するのが当然だというようなご意見もさまざま全国的にあるようで、賛否もさまざまあるようですが、先ほど学校給食法という話がありましたけれども、これを見ますと施設整備に関する部分は当然公共で負担すると、それ以外の食材費それから光熱費は保護者が負担するということのようにですが、これは負担の関係をあらわしたものであって、その法律の趣旨としましては、保護者の負担を軽減したりすることとはやぶさかでない、可能だということのようです。このあたりを十分検討していただきながら実施していければよいのかなと思うところでございます。

学校給食に続きまして、今度は学校の制服、運動着ということも考えられますが、こちらのほうも何とか支援するような手だてというのは考えられないものかどうかお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） それでは、お答えを申し上げます。

中学生の制服、運動着も含めてですけれども、それらの例えば無料化を図るといった部分につきましてですが、参考までこちら申し上げますと、制服につきましては最低限必要なもので1人男女ともに約3万円程度となっております。夏の薄いものまで含むともう少し金額は張ってくるのですが、本当に最低限必要な部分ということでありますとそういう金額となります。運動着も同じように、洗いがえとかがないという中で最低限となりますと1万3,500円という状況なのかなと理解をしております。

例えばやはりこれも無料化をするということになりますと、例えば新入学時に新入生のほうにそれらを支給をするといいますか補助をするという形になりますと、大体平成

28年度で130人の新入生でした。これから少子化の中でだんだん減ってくるということになるかと思えますけれども、これら130人ということで単純に計算しますと550万円を超えるような財源が必要になってくるという部分もございます。これらのほかの他市町での状況、全国的にはちょっとなかなか難しい部分がありますが、県内としては私も知り得ている範囲ではこういう補助制度等をつくっているところはないのかなと思っておりますけれども、これも先ほどの給食費と同じでありまして、やはりほかの施策とともに検討していく課題なのかなと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） さまざま今回提案なりさせていただきましたが、最後に伺います。国は、一億総活躍プランということで、少子高齢化を最重要課題と位置づけて、人口減少に対応するには子育て支援が特に重要としております。高齢化への対応策というのはまだまだ課題は残るものの大分充実してきたのではないかなと思っておりますが、国としても世界のほかの先進国の水準に大分達してきたということを言われております。しかし、子育て教育支援などの分野に関しましては、まだまだほかの先進国に比べまして約半分以下、または10分の1程度しかお金が使われていないということも言われております。先ほどもいろいろ提案させていただきましたが、当然多くの財源を必要とするような内容ばかりでございます。

しかし、子育てには非常にお金がかかり過ぎて、子供が3人目を欲しくてもなかなかつくれないというような声や、本当に3人目つくと自己破産しなければならないとおっしゃる方もいらっしゃいます。これ本当に東京の話ではなくて町内の方々の話であります。子供をつくりたい、欲しいという意欲はあるんですが、なかなか経済的に難しい。欲しいのにつくれないというような意欲を持っていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるというのは本当にもったいない話だなと思えます。

お金を使うことだけが施策と言えるわけではございませんが、そういった子育て、教育、それから住居、雇用などあらゆる分野において、国、県、町が一体となってまだまだ少子化対策にもお金をいっぱいかけてもいいのではないかなと思っておりますが、将来に向けての展望と申しますか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） これは非常に難しい地域づくりの中でも最大の課題だろうと私は思っております。先ほど来答弁させていただいておりますけれども、日本の人口がもう減少傾向にあるという中で、その中でもさらに一極集中ということでもあります。今この地方創生ということは、その視点から地方に人口を移動させたいというような中での取り組みをされていると。しかしながら、現実的にはなかなか難しい問題があると。県庁所在地あるいは政令指定都市における人口のダム化というようなことも今いろいろ模索をされているようでございますが、現実的には相当厳しいだろうと。この厳しさがどうい

うところに一番影響するかといいますと、経済というものが停滞をしてくる可能性があるわけでありまして。この経済が非常に厳しくなるということがどういうことかと申し上げますと、社会保障制度が今皆保険、皆年金ということでお互いに相互扶助の中で成り立っているわけですが、それを支える世代が減少になりますと、支え切れなくなるということでありまして。これはどこまでどうやったらいいのかということは、私もここで数字的なことは申し上げることもできませんし、この辺はこれからいろいろな情報をとらせていただきながら判断をしていく必要があるだろうと思っております。これは、全てのものが子育てにかかる負担ということに限定させていただいたとしても、できるだけ経済的負担をなくしていきたいという思いはこれは同じ視点だろうと思いますが、全体的な町が今後とも継続していくというときに、どこまでが限界なのかということを引きちと見定めた上で毎年点検をし、検証をし、そして進めてまいる必要があるのではないのかなと認識しているところでございます。

今後においては、国の制度あるいは県の制度なども十分我々としては情報収集をさせていただきながら、それらとタイアップして今議員がおっしゃられたような方向性でできるだけ持っていけるような努力はしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 白鷹町のそちらこちらに明るい子供たちの声が響きわたることを願いながら、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（遠藤幸一） 以上で佐々木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

休 憩 （午前11時02分）

---

再 開 （午前11時20分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、大規模地震を想定した対策を、10番、石川重二君。

〔10番 石川重二 登壇〕

○10番（石川重二） 私は今回は大規模地震を想定した関連の質問をさせていただきます。

まず最初に、先ごろ発生しました熊本地震の犠牲者に心から哀悼の意を表します。また、被災者の方々が一日も早く生活の安定が得られますよう、国を挙げて、そしてまた地域を挙げて運動しているわけですが、一日も早い復興が進みますことを心から念じております。

私たちの地区山形県も、新潟、福島方面でぐんぐんと大きな地震が何度となく発生し、東のほうでも岩手、宮城と何度となく大きな地震が発生している。その中間にある山形県、そしてこの置賜なのですが、最近の会津のほうの地震が震度3、あるいはそ

れ以上。そういった地震が幾つか起きながら、テレビのテロップに「震源地、山形県地下50キロ」などという表示が出ていたという電話が私のところに入っております。「お前さんのところ大丈夫なのか」と。「いや、うちのほう感じてないんだよな」と言ったのですが、山形県の地下の地盤が結構頑丈な岩盤の上にあることだろうと思いますが、しかし間違いなくこの置賜の地下でもがくんがくんと何度となく岩盤が動いていることは確実なようです。本県の山形県も、北のほうの象潟方面は、芭蕉が来たときには西の松島と言ったのが象潟でありまして、島々が海の中に点在しているところが象潟でした。今の象潟は田んぼの中に岩山が立っているところ。海の底だったところが今陸地になって田んぼになっている。そういうのが、全体の日本の地下には岩盤の動きの中でそういうものを作り出してきたのだと思います。先ごろの続いた動きの中で、国道287号の岩盤の地滑りで大きな被害を出し、通行に大きな不便を来したこともその流れの一つだと思っております。

そこで、この置賜の白鷹町にとって、長井西置賜断層とも言うのですが、長井盆地西縁断層帯という地層の確実に範囲の中にあるわけでございます。幾つかの大きな地震があっちで起きこっちで起きしているこの日本の実情。2011年の東日本大震災、それから熊本の地震。そのほかに、日本を2つに割る新潟県から長野を通り山梨、静岡あるいは神奈川に抜ける断層帯もある。その中で白馬村での大きな地震があり、栄村での崖崩れ等、大きな弊害を出しているわけです。また、その続きの中で、山梨県の河口湖の湖底にひびが2メートル以上の割れが確認されているようです。そして、河口湖の水位が3メートルほど低下しているのも事実であります。また、全国各地で、山形県でも蔵王の火山活動が確認されたり、あちらこちらでそういう動きがあります。いわゆる日本はアジアプレートで日本海を通ってくる押す力と北部プレートとフィリピンプレートが日本の地下にもぐり込もうとするおっつけ合いの中での大きな地震となるわけなんです、大切なことは、それはいつ起きるかわからないことでもあります。特に、本県は大きな断層帯を抱えるところなのですが、江戸中期以来余り大きな地震は岩盤の破碎は起きていないのかなと思います。しかし、たまりにたまったひずみがいつがくんと崩れるかは誰も特定できません。学者の中でも、30年の中で出るのかなという程度でございますが、しかし日本全国でのひずみの動きをいろいろ新聞とかテレビ等で見ると意外と早い場合もあるのかなと思われるわけです。

そうした中で、先ごろの山形新聞の中で長井盆地西縁断層帯の記事が載りました。そしてまた、その後追っかけ26日の新聞に出たほかに、その後も山形新聞の報道でこの地震が取り上げられておりますが、私たちもあのような地震がいつ起きてもいいように対策を立てていかないと取り返しがつかないのでないかなと思っております。

今も町の災害対策では、地震等の震災の際にも各地区のコミュニティを含めてそれぞれ避難所として指定はしておりまして、準備はしているわけです。しかし、今度想定さ

れて起きる可能性のある断層の岩盤が大きく破砕するようなことで思い切った破砕が起きれば、とんでもない期間を経て来る大きな地震です。どのような地盤の破砕になるのかそれを考えると、まず道路があちらこちらで寸断され、もちろん電話も、それから電気も水道も全て破砕された状態での暮らしが待っている。また、実際に起きたときに、「私たちの避難所あっちだよな」、「手前の道路崩れて行かないよ」、「あそこにおっかないところ通って行くの」とかということが必ず出てくると思うのです。ですから、年に1回それぞれの地区ごとに避難訓練はやっておりますが、万が一避難所に行けなくなったらどうするのか、その場合の対策はどうするのかを担当者も含めて地域の方にもそのことを語り合っ対策を練っていただく。それがないと、今回の熊本のように役場もどうしたらいいかわからない。庁舎も壊れた。そうした中で非常な混乱を地域に起こしているわけです。絶対という保証はないと思います。どこでどういった事態が起きるかも含めて、万が一の災害を想定し、それに対する対策を自治体も消防団も地域の方にもぜひとも語り合っそういう対策を練っていただく。それが特段必要になる。これも3年、5年の先でなく、できるだけ早い時期にそういう対策を練っていただきながら対応を進めていただきたいものだと思います。

まず、そのような避難所を、もし通れなくなったらどうするのかということを含めながら、ぜひとも想定範囲を確認し、そして地域と語り合いながら、あそこに行けなくなった場合はどうするのかということを経区の方とも語り合っ進めていかなければ本当に地域の方の命も危なくなる。放置できない問題になると思います。

火災の対応の件では、先ごろ山口の作業小屋が火災にあったわけですが、地域の消防団が早く入っ初期消火も早かったし、しかも運良く風がほとんどなかった。それが幸いしたなと思います。前日の夜、山形県全県に乾燥注意報が発令されておりました。だから万が一を念じて、消防本部では地区全体に、1地区だけでなく消防車全部を動員して見守ったのではないかと。すばらしい対応をしてもらったなと思っております。そしてきのうの消防演習でも、昔より団員は非常に少なくなっておりますが、すばらしい団体行動を見せていただいて、今の若い衆も大したものだなと嬉しく思いました。

さて、ほかに、今環境型の生活を大事にしながら農業も行って進めております。特にこのごろ思うのでありますが、飯豊・長井方面より我が白鷹町のほうが畦畔に、田んぼの畔に除草剤の強いのをかけられて根っこまで枯れたり、それから水路の周りの土手に強いのをかけて崩れているところも見受けられるようです。他の地区よりも非常にその辺が心配されたところなんです。根っこまで枯らすような除草剤を振らないようにする農業の施策をぜひ進めていただきたい。町としても地域の方にもお願いしてもよいのではないかと思います。

そして、除草剤やら消毒剤等も前よりは大幅減ったんですけども、水路の中の小生物が非常に少なくなっております。一部にホタルがふえているところが、鮎貝の駅

前の八幡川から分かれてきた小さな小川の中、水路が入っていない昔の水路ですが、そこでホタルが発生しているのが嬉しいことなのかなと思っております。ぜひともこの小生物がふえるような、そしてそれらが最上川の河川の浄化にも大きくつながるようにお進めをいただきたい、そのように思います。

それともう一つは、子供会とか地域の団体で廃品回収を進めておりますが、最初補助金を出して始めたときから比べると団体数が少し減っているように感じられます。子供会とか地域で一番多くやっておられるのが蚕桑地区だったようです。その後少しおくれて、鮎貝。ほとんどないところもありますので、ぜひともこの廃品回収等に力を入れていただいて、使える有価物をぜひとも町民の手で回収し、そして広域の組合に払ういわゆるごみのお金を少しでも下げられるように頑張ってもらえればなと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 石川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

先ほども佐々木議員の際にも申し上げましたけれども、改めて、このたび4月14日、16日に発生いたしました熊本地震におきまして亡くなられた方々に対しましては、心よりお悔やみを申し上げたいと思います。そして、被災された皆様方におかれましては心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願っているものでもあります。

また、石川議員さんからのご質問の中で、対応が不可能な事態が発生するかもしれませんというご質問をいただいております。この対応が不可能なことにつきましては、現時点で想定するには相当厳しいものがあるだろうと思っておりますので、現在我々が行っております災害対策につきまして私のほうから答弁をさせていただき、そして、この対応が不可能と、私どもの町の力では不可能といった場合のお話などもさせていただければありがたいと思います。

さて、本町西部地域にはご指摘ありましたように長井盆地西縁断層帯があり、熊本地震のような直下型の地震が発生する可能性があると言われている地域でもあります。平成17年2月に公表されました国の地震調査委員会の長期評価によれば、地震規模はマグニチュード7.7と想定されており、この評価を受けて実施した県の被害想定調査によれば、県内の死者は800人から1,700人、負傷者は9,300人から1万6,400人、建物は2万棟以上が全壊するとの結果が示されております。

このような状況を踏まえまして、本町の地域防災計画におきましては、長井盆地西縁断層帯を震源とする大規模地震を想定し、地震被害から町民の皆さんの生命、身体及び財産を保護させていただくために、事前に実施すべき訓練や備蓄などの防災計画、災害発生後の職員動員配備体制や避難所運営、ライフライン施設の復旧などの応急対策等について定めさせていただいているところでもあります。地域防災計画の策定につきまし

ては、山形河川国道事務所長井出張所や置賜総合支庁などの行政機関、NTT東日本山形支店や東北電力長井営業所などの公共機関の代表者、自主防災組織連絡協議会会長などを委員とした防災会議において決定をいただいたものでもあります。東日本大震災を契機とした災害対策基本法の改正や、国・県の動向に合わせて随時本町の実情に合わせた改正を行っているところでもあります。

災害対応において最も大切なことは、いかに災害の状況、被害の状況を把握するかであると認識をしております。災害発生時には早期に対策本部を設置し、迅速かつ正確な情報収集に当たってまいりたいと考えているところであります。

また、大規模災害の場合には、自衛隊や県、民間団体等の協力をいただき応急対策を実施することになるため、年度当初の連絡体制の確認や町総合防災訓練への参加等を通じて、万が一に円滑に連携できる体制の確認を行っているものでもあります。

さらに、平成25年度からJアラートを活用した屋外拡声器からの情報発信を開始し、緊急地震速報などの緊急情報を発信しております。昨年度、屋外拡声器の増設や災害テレホンサービスの開始など情報伝達手段の拡充を行ったところでございますが、屋外拡声器につきましては、場所によって聞き取りにくいなどの課題もあることから、随時音量やスピーカーの向きなどを調整し対応しているところでもございます。

災害時の避難所につきましては、現在、町指定避難所15カ所となっております。町指定の避難所は、災害の危険性があり避難した住民の方々や災害により家に戻れなくなった住民の方々がある程度長期間滞在可能な施設であり、災害の規模や発生場所等に応じて町が開設、その場所に避難を勧告・指示するものであります。

議員からご指摘ございましたインフラの崩壊や、東西分断のみならず集落間の移動ができなくなるなど、いわゆる孤立集落が発生することは否定することはできないと認識をしているところでございます。このような場合におきましては国・県への救助要請を速やかに、そして生命、財産を守るためにその適切な判断をさせていただきながら行ってまいりたいと考えているところでございます。

指定に当たっては、被災者の方々に滞在していただくために必要かつ適切な規模であることや、想定される災害の影響が比較的少ないこと、車両などによる輸送が比較的容易であることなどを考慮して指定をしているところでございます。

このほか、避難が必要となる災害が発生または発生しそうな場合、自主的に避難するため、コミュニティセンターの分館等を各地区において一時避難所として定めさせていただいております。このような避難所の情報や災害時の心得、各行政機関・医療機関の連絡先などを掲載した「防災のしおり」を平成25年度に各地区ごとに作成し、周知を図っているところでもあります。

また、昨年度、蚕桑地区において実施した町総合防災訓練におきましては、災害発生を想定し、地区の皆様が一時避難所である各分館に避難していただき、そこから町指定

避難所である蚕桑小学校までスクールバスで避難者を搬送するという訓練も実施いたしたところであります。さらに、避難者の対応や情報収集、地区と災害対策本部との連絡調整のため、町職員である地区担当職員を各地区2名ずつ配置し地域の災害対応に対する支援体制を整備するとともに、災害時に何らかの助けを必要とする障害をお持ちの方やひとり暮らし高齢者など、援護が必要な方々の情報を民生委員の皆様方の協力を得て災害時要援護者台帳として整備し自主防災組織の代表者と情報共有するなど、災害時の避難支援に活用することとしております。

大規模地震による被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、またこれらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的被害と物的被害が広範囲に及ぶものと考えられております。災害時におきましては、行政機関、防災機関もみずから被災するため、有効な災害対策を展開するまでにはある程度の時間を要することが考えられます。さらに、複合的な災害が同時発生することから、これら全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難になるのでないかと予想しているところでございます。

このようなことから、町民の皆様方には「自分の身は自分で守る」意識と「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進めていただきたい。そして、自分の家族、地域住民の命を守っていただくことが大切になってまいるといふことでもあります。

このような地域住民の皆様方の共助の中核となる自主防災組織につきましては、町内26地区全地区において組織化されており、災害時の対応はもちろんのこと、自主的な防災訓練の実施等に取り組んでいただいているところでもあります。東日本大震災を経験したこともあり、自主防災組織では、被害を最小にとめ、自分の命は自分で守る自助を基本に、町内隣組での助け合い共助を中心に防災意識の高揚に努め、防災備品の整備や災害弱者の把握調査、防災マップの作成などを推進しているということでもあります。

こうした常日ごろの活動や平成25年、26年の豪雨災害時の災害活動が認められ、昨年度、白鷹町自主防災組織連絡協議会が国土交通大臣表彰並びに防災担当大臣表彰を受賞されました。

町といたしましても、平成27年度から防災意識の向上など地域における防災力の強化を目的に、「地域防災活動強化支援事業」として、各自主防災組織が行う防災訓練や防災マップの作成などのソフト事業に対する補助を行い、今年度も引き続き実施してまいるところであります。また、平成23年3月の東日本大震災からの経験から、平成24年度、25年度の2カ年にかけて、県の補助制度を活用し、全自主防災組織において発電機や暖房器具、炊事器具などの防災資機材の整備を行わせていただいております。さらに、今年度におきましては、県の危機管理アドバイザーなどを講師にした地区単位での防災研修会の開催や地域の防災活動の核となっていただきます「防災士」の資格取得費用の補助なども行ってまいります。



本町におきましては、幸いにも過去に大きな被害をもたらすような地震は経験しておりませんが、東日本大震災の際には震度5弱を記録し、その後余震が続いたこともあり危機意識が高まったと捉えさせていただいております。しかしながら、想定地震による調査結果が示すとおり、本町においても大規模な地震が発生する可能性があることは事実であり、今後とも自主防災組織と連携を図りながら、地震を含む災害に対する意識を継続して持ち、災害発生時において実践、対応できるよう訓練や研修等に取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

次に、火災に対する初動体制の確保についてお答えをさせていただきます。

本町の消防団につきましては、平成11年度に定員727名から670名に改正して以来、定員の670名を確保し、火災のみならず東日本大震災や平成25年、26年の豪雨災害などで献身的に活動をしていただいているところであります。火災時の出動体制につきましては、白鷹町消防計画に基づき火災の規模、気象、消防力等に応じて定められております。消防ポンプ自動車及び全自動積載車については町内全域を出動範囲とし、軽積載車は所属分団内を出動範囲としておりますが、火災の拡大の恐れがある場合などは消防本部または現場指揮本部からの指令により出動しているという状況でもあります。

また、これまで消防団に対する火災発生時の周知については、役場のサイレン及び班長以上の幹部へのメール送信のみで行ってまいりましたが、昨年度より全団員へ送信できるシステムを整備し、いち早く参集できる体制を構築させていただいております。さらに、これまで団員確保が課題となっておりました平日日中の火災に対応するため、昨年度より消防団に属しております町職員による消防隊を結成し、迅速な出動態勢の構築により消防力の確保に努めさせていただいているところでもあります。

火災を防ぐ最大の方法は「火災を発生させない」ことではありますが、消防団では、春と秋の火災予防運動に合わせて警鐘打鳴や防火広報を行っておりますが、さらにさまざまな機会を捉えて火災予防思想の普及啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

先般発生いたしました山口山際における作業小屋の火災でございますが、通報者の方が大変早く通報していただいたということと、火事ぶれをしていただき避難を誘導していただいたという大変な活躍をしていただきました。よって、昨日でございますけれども、感謝状の贈呈などもさせていただいているところでございます。

そして、次に、環境保全型農業の考え方についてお答えをさせていただきます。

農業の持続的発展のために、環境との調和は大変重要なことであると認識をしているところでございます。

食料・農業・農村基本法におきましても、農業の自然循環機能が維持増進されることによりその持続的発展が図られなければならないとされてもおりますし、さらに農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進について必要な施策を講ずるものとされております。

さて、ご質問いただきました畦畔の除草剤使用についてですが、食料を安定的に供給するためには、農業生産基盤の適切な維持管理は重要な課題でもあります。しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足、農作物価格の低迷などにより維持管理の負担が非常に大きくなってきているという現状もあります。さらには、畦畔や水路の管理が大変なために、耕作を断念して耕作放棄地となってしまっている現状もございます。最近では畔塗り機や自走式の草刈り機なども普及してきたようでございますが、まだまだ多くの農家の方々は草刈り機を用いた人力主体の方法で畦畔の管理作業を行っております。

畦畔管理は、カメムシなどの病害虫の抑制や農作業の安全確保のためには欠かせない作業であります。特に中山間地域では畦畔に付随して長大なのり面があり、長時間にわたって不自然な姿勢での立ち作業が必要とされるため、相当な重労働であると認識をさせていただいております。

石川議員ご指摘の除草剤の使用につきましては、草の根まで枯れるようなものを使用しますと畦畔やのり面の崩壊の危険もありますし、根までは枯らさない除草剤でも頻繁に使用しますとやはり根が枯れてそして崩れてしまうという可能性があるようでございます。災害対策の面や景観的な面を含めてなるべく除草剤は使わないことが理想とは思いますが、年間を通しての管理ということになりますと、どうしても使わざるを得ない状況が発生していると感じているところでございます。

町といたしましては、日本型直接支払いの「農地維持支払い制度」などをご活用いただき、担い手に負担が集中しております水路や農道等の維持管理、またのり面の草刈りなどを農業者だけでなく地域全体でお手伝いいただき、農地の多面的機能の維持を支えていただければありがたいと考えているところでございます。

そのほか、環境保全型農業への支援ということでは、堆肥による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画について承認を受けた農業者を、知事が「エコファーマー」と認定し、金融上の支援などを行っております。先ほどの「畦畔のカメムシ類の発生を助長する雑草を機械的方法により防除する」ことも、エコファーマーの県の認定基準の一つになっております。

また、現在、日本型直接支払い制度の中に、「環境保全型農業直接支払い制度」として自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する取り組みも行われており、今後とも国や県の制度をうまく取り入れながら、また農業改良普及課などの技術指導を受けながら、そのような取り組みにつきましても支援をしてみたいと考えているところでございます。

次に、ホタルを初めとした生態系への影響ということでございます。ホタルの生息につきましましては、一般的には農薬より、むしろ水路等がコンクリートに変わったことにより餌となるカワニナなどの貝類が少なくなった影響のほうが大きいとされているようでございます。しかしながら、不適切な使用により河川に大量に流れ込んだりすれば影響

を与えることも十分考えられます。除草剤のみならず、水質保全ということにつきましては、町民お一人お一人が十分配慮していただくように考えていきたいと思っております。

特に、この萩野におきましてのEM菌を使用した河川につきましては、25年、26年の水害の前は大変なホタルが繁茂したというふうに認識をしておりますし、現場も見させていただいております。残念ながら水害の影響で余り最近ホタルが繁茂しているというふうに聞いておりませんが、やはり地域の皆さんでそういうことを行うということが大事なことではないのかなと思っております。

次に、ごみ減量化を含めた環境行政についてお答えをさせていただきます。

環境行政につきましては、平成12年に白鷹町環境基本条例を制定し、白鷹町の環境に対する基本理念及び基本方針を示し、これら基本理念と基本方針を踏まえて、白鷹町の目指すべき環境像を実現することを目的として環境基本計画を策定しております。これらに基づき、本町の環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進しております。その中でも一般廃棄物の処理につきましては、排出量の減量化と限りある資源を有効に使うためのリサイクルの推進に努めさせていただいております。

各ごみの量でございますが、1人1日当たりの排出量に換算した廃棄物の排出量は、平成21年度は375グラムでありましたが、平成27年度は434グラムと増加をしております。反面、資源ごみの回収につきましては、平成21年度は491グラムでありましたが、平成27年度は457グラムと減少している状況でございます。原因として、加工食品やチルド製品主体の食生活への変化や、町民の方々のごみ減量及びリサイクルに対する意識の希薄化によるものではないかと思っております。置賜行政事務組合の衛生主査会ではそのように捉えさせていただいているということでもあります。そのために、町民のごみ減量化に対する意識の向上を図るため、地道な活動になりますが、4R活動、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルというような推進等の啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。

また、町環境基本計画を効率的かつ確実に推進していくために、議員ご自身が平成21年度から26年度まで所属され事業あるいは啓蒙活動にご活躍いただきました町美しい郷づくり推進会議が中心となりまして、学校プールへのEM菌発酵液の投入やてんぷら油の回収、エコドライブ講習等、さまざまな事業を推進していただいております。有価物集団回収事業につきましても、多くの団体の皆様にご協力をいただき、ごみの減量化と再資源化の取り組みを推進していただいているものと認識をしております。平成27年度におきましては、延べ39団体、191キログラムの古紙及び金属類の回収を行っていただきました。

しかし、最近の傾向といたしましては、協力団体数は平成19年には47団体ありましたが、年々減少しているという現状があります。この原因としては、子供会育成会が主な実施主体であります。構成人員である児童生徒の減少や、回収するための軽トラック

を初めとする車両の確保が困難となっているというお話も承っているところでもあります。また、IT化、電子化による紙媒体の減少、民間の回収業者や新聞販売業者等による独自の個別回収などが積極的に行われていることが要因の一つになっているのではないかと考えさせていただいているところでございます。さらに、古紙や金属等の有価物の引き取りにつきましては、市場価格等の影響を受けやすいこともあり、安定した奨励金の支給につながっていないということも現状であります。

集団資源回収は、地域住民相互の連携、リサイクルや分別に対する意識の醸成、資源の有効活用などのメリットがあることから、廃棄物収集業者と単価の調整を行った上、各関係団体のご意見を賜りながら、奨励金のあり方について検討してまいりたいと思っております。集団回収を含めた資源化がさらに推進されていくような再資源化の取り組みを図ってまいりたいと考えているところでございます。

このような中において、新たなごみ減量及び資源化に向けた施策について取り組んでいくべく、現在、有限会社どりいむ農園と委託契約を締結している「ごみ減量化推進事業」ダンボールコンポストの普及や、パソコンや携帯電話などに含まれる有用金属の再資源化を図る小型家電リサイクルなどを積極的に実施しながら、引き続き環境保全活動やごみ減量化の取り組みを推進してまいりたいと考えているところであります。

以上、石川議員に対する一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 10番、石川重二君。

○10番（石川重二） 予想外の地震が起きる可能性というのは想定外というわけなんですけれども、いわゆるあり得ることでもありますので、とにかく指定の避難所に行けなくなることもままあるのでないかと。そのために、地域ごとに年に1度の災害避難の訓練を行っている際に、もし行けなくなったらどうするのかを含めて、全地域でもそういったことを想定しながらその場合の動きをどうするのかを進めていただきたいと思います。特に、橋とか道路でも絶対に少々の地震では大丈夫だとなっておりますが、沢を盛り土でつくっている道路なんかの場合、地下からの直下型の地震等があれば崩落することで通行不能になる地域がままあるかと思えます。特に、鮎貝の地区公民館の下のところ、鮎貝の赤坂の上流なんです、あそこにも盛り土の道路部分が結構高い道路があるわけです。それから、その後、白山森のほうから陽光学園のほうに来る道筋にも深い谷、谷町川の上流部分にあるわけなんです、そういったところも含めて幾つか通行不能になる道路が誕生することもあるかと思えます。また、鮎貝とか内町とかはもと下が川、あるいは大きな昔で言ったら酒田から米沢まで入り海になっていたところがやがて地震によって持ち上がって最上川の誕生になっていったのですが、下の深いところは結構泥の海のようなので、2メートル50センチほどこれで掘ったら下からもこもこと泥が上がってきて、慌てて砂利をダンプ5台ばかり入ってやっとなめたということもあったようです。ほんのわずかな穴でもこもこと上ってくる。もっとも、大町あたりは大きな車

両が通ると周りの家で振動をかなり受けてということもあるようですから、下は間違いなく荒砥までの間、西へ行ったり東へ行ったりと最上川が移動して下にはかなりの泥がたまっている地域なんだと思います。直下型でそれならば、そちらのほうも道路の通行が不能になる地域も想定して当然かと思しますので、その辺を含めた、消防を含めた地域防災計画の中にぜひその辺のところも折り込んでいただければと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今議員がおっしゃるような災害が発生した場合、多分このたびの熊本地震でもありましたように、農作業に使っているハウスの中で生活をしていらっしゃる方などもかなりマスコミで報道になったわけでして、我が町でも直下型のあのような地震が起きた場合、消防とかそのような状況下ではないと私は思います。より以上の緊急性の高い国、県挙げての支援をいただかなければ対応できないようなものが発生すると私は思っております。これは私どもができる範囲内でこの災害の派遣要請をさせていただくと。これは知事に対しての派遣要請をさせていただくということになろうかと思っておりますけれども、そういうようなことをしながらやるしかない。まさしく議員おっしゃるとおり、孤立集落が多数発生した場合、消防団員そのものが自分の家庭がそういう被災を受けている状況なわけですから、そういうことはやはり国、県からの支援要請というものを、直ちに情報を収集しなければなりませんけれども、その情報収集をどうやっていくかということは課題にはなりますけれども、そのようなことを繰り返し、できるだけ早く生命そして財産を守るように努力をしていくようにしていきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） ただいまのことについてちょっと補充しますけれども、ここで起きる地震は米沢から村山のほうまで至るところで連動して起きる可能性がより高いと思うのです。つまり、よそからの支援も、なかなか連絡がつかなかったり、飲料水を運ぼうと思ってもそれすらままならないということが熊本以上に起きる可能性は十分考えられます。ですから、正直言って、地域ごとの語り合いの中で、いわゆる避難所に行けなかったらどうする、じゃあ近いところをとりあえずおさまるまでどこに寄るといって、言ってみれば、使っていない農業のハウスがあったりすればお借りするなりいろいろなことの方法に頼らざるを得ないと思います。しかし、起きてから右往左往するとどうにもならないので、万が一起きたらどうするということを今から語り合っていないと本当に困ったことになるのだなと私は思っております。決してその地震は本町だけでなく周辺部から全県下、村山のほうまで連携して起きる可能性をより深く考えていくべきかと思っております。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答えになるかどうかなんですが、我々は今まで岩手県で発生した

地震あるいは新潟中越というようなことを経験しまして、どこで何が起きるかわからないと。そしてこのたびの熊本でございます。これはマスコミ報道で、あとは事後に研修にお邪魔をするとかそういうことしかないわけですが、例えば岩手の地震の状況を聞きますと、応援には常に行く段取りはしていたと、しかしながら自分たちがそのような応援をいただくような状況にならなかったということでもあります。もうはるかに想定を超えた状況でございます、その際に、国の防災計画の中では、ちょっと数値は忘れましてけれども、震度幾らの場合は東京消防庁が応援に駆けつけるというルールになっているそうでございます。途中までヘリが飛んできたのをどこにおろすかわからなかったというような、これが大きな反省ですと言っておられました。やはりそういう部分を我々は、もう今議員おっしゃるような本当に大規模、橋が崩落し、土砂崩れが発生し、集落が孤立するようなことだとまず生命を守らせていただく、救助をしなければならないという状況でありますので、その地域の中で今どうこうするというよりももっと大切なことは、命を守るということに対しての我々の取り組みをどうしていくかということでないのかなと思っています。

確かに、石川議員さんがおっしゃられたような地域の中での訓練というものはぜひ自主防災組織等々で頑張ってくださいと、我々はそれらに対しての支援をさせていただくということは必要になってくるかと思っておりますけれども、何とぞそういう中で我々はやはり命を守るということ、それから一番大切なことは、先ほども答弁させていただきましたけれども、自分の命は自分で守るということから、さらに自分たちの地域は自分たちで守るというようなことでの今お話しあったことではないのかなと思っておりますので、まさしくそのとおりだと思いますので、私どもとしてはそのような体制の中でやらせていただきたいと思っています。

ただ、災害がどこでどのように起きるのかは全然予測すらできないわけですから、これに関しては、自分たちの思いとしては自分たちで守っていくんだよということの認識をさせていただくということが大切でないのかなと思っております。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 大体災害についてはそんな程度を維持しながら、もっと深く地域の中に根ざすように頑張ってもらわないといけないなと思っております。

続いて、関連で申し上げました畦畔の問題ですけれども、畔に除草剤をかけるところが長井・飯豊よりかなりこっちが多いんです。あっちこっち回ってみると。だから、その辺のところで皆さんに注意と協力をお願いする形をそれぞれ上げていただくしかないのかなと思っております。

また、有価物の廃品回収の件なんです、確かに地域の育成会ごとの児童数が減少していきまして、前に26人もいた子供が今11人、世帯数保護者が11人で6軒しかなくなっている。私の地元でもそうです。でも、少数になっても年2回の廃品回収はしているよう

です。もと子供の親だった地域の若い衆がソフトボールチームをつくっておりまして、そのチームが子供会に応援するというので、廃品回収を年2回と、あと冬のヤハハエロのときのかや刈りというか、葦刈に河原まで行ってこんな束になるのを3つ加工してきて公民館の周辺に積んでいるようです。そのように子供会に協力することで何とか回数を重ねて結構な数を集めているようです。年2回あると、秋の雪囲いのころに小屋の中が手狭になったからというのでみんな地域に回ってくる新聞屋さんの回収に「これ持って行ってけろ」と渡す人が結構あるみたいなのですね。その点、うちのほうは春先何月にするからということでみんな取っておかれるのでありがたいと思っております。

そういった啓蒙を重ねながら、できるだけそういう事業を各地域でふやしていただきたいし、援助するような地域づくりに努めていきたい。私たちもそういうことにいろいろと話を進めていきたいなと思っております。そういった件で、この廃品回収に関して担当部署のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） お答えをいたします。

子供会等による集団資源回収につきましては、補助金等々について町と事業者が合わせて支給しているところがございますけれども、先ほど町長の答弁がありましたように、特に金属等につきましては市場の価格等の影響を受けやすいということもありまして、補助金等々の価格が減少しているということもございます。

また、お話にありましたように児童生徒数が少なくなっているということもありまして、集団回収につきましてはそれぞれの地区で大変な思いをしていらっしゃるということは承知をしているところがございますが、金属等々の回収、アルミ缶等々の回収につきましては小中学校でも児童生徒を通じまして盛んに行われているところでもありまして、資源回収、それから環境問題のみならず、それを活用して福祉施設への車椅子等の寄附なども行われているとお聞きをしております。環境問題から福祉、それからいろいろな方向に発展していくということが現在行われているということもございます。

あと、お話にありましたように、地域づくりという面でも子供のみならず地域の関係団体の皆様にもご協力をいただいておりますので、補助金のあり方についても今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） 前半の畦畔への除草剤の件でございますが、この件につきまして県の農業改良普及課さんともいろいろお話をさせていただきました。明確にこれを使わないでほしいということはやはり行政のほうから言うということとはなかなか難しいのではないかと。それから、白鷹町が多いような感じがするということでしたけれども、決して白鷹町が多いということの統計などは特にないということで、やはりこれはどこ

でも最小限の使用だとは思いますが、除草剤1回ぐらいはやはり振って、あとは草刈りというように使っていらっしゃる方が多いのかなど。なるべく根には行かないような弱いもので上だけ枯らすというような使い方をされているのではないかなど考えております。

やはり除草剤を使わないという場合には、それではどうやって管理するのだということが求められるわけでございますので、先ほど町長からも申しました国の制度などをうまく使っていただいて、地域ぐるみで農地を守る取り組みを進めていただくようお願いしたいなとは考えております。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 畦畔の除草剤の使用に関して、強い除草剤で何度もやったらとにかく崩れることは間違いない。実際一番いいのは畔の草を刈ることなんですが、こういう段差があるところだと下から上に草を上げなければいけないし、100メートルを3往復、2往復もするととなると腰おかしくなる状態がありまして、確かにそういうところを簡単にやってしまうということで、結構わずかの雨で崩れたりするところが見えますので、その辺で、みんなでやっていくような啓蒙活動も必要なのかなど思っております。ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（遠藤幸一） 以上で石川重二議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後 0時18分）

---

再 開 （午後 1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○議第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第74号 行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出に関して適用区分の見直しが行われたため、本条例を3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。



○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

専第3号 行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。  
改正要旨によりご説明をいたします。要旨をお開きいただきたいと思います。

改正の概要につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出に関して新行政不服審査制度の適用区分の見直しが行われたため、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をいたします。

附則第2項、適用区分、改、改正後の白鷹町固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年4月1日以後に固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことの公示または固定資産の価格等の修正等の通知がされる場合に適用し、同日前に当該公示または通知がされた場合は従前の例によることを規定するものでございます。

附則、施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第74号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ○議第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第75号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、所要の整備を行うため、本条例を3月

31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議案書1枚お開きください。

専第1号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

1枚お開きください。

一部改正要旨に沿って説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正が行われたことに伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

第46条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、改、及び第49条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告、改につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものを加えるもの。

第132条、都市計画税の納税義務者等、改、電気事業法等の一部を改正する等の法律による地方税法の改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則第7条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、改から附則第15条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、改まで、地方税法等の改正に伴い引用条項を整理するもの。

次のページをお開きください。

附則第19条、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例、改から附則第23条、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例、改まで、電気事業法等の一部を改正する等の法律による地方税法の改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則第26条、改、地方税法等の改正に伴い、引用条項を整理するもの。

第2条 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

附則第6条、町たばこ税に関する経過措置、改、文言の整理を行うもの。

附則第1条、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行するもの。

附則第2条第1項、固定資産税に関する経過措置、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分まで

の固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例の規定中、熱損失防止改修住宅に関する部分は、平成28年4月1日以後に改修される住宅に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

附則第3条、都市計画税に関する経過措置、新条例の規定中、都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。以上です。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第75号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ○議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第76号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行うため、本条例を3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） 議案書を1枚おめくりください。

専第2号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正により課税限度額が引き上げ

られるとともに、低所得者に配慮して5割軽減、2割軽減措置の拡充が行われたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第3条、課税額、改、基礎課税額に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に引き上げるもの。

第9条、国民健康保険税の減額、改、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げるもの。

附則第1項、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は、平成28年度以後の年度分について適用し、平成27年度分までについては、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第76号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ○議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第77号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3月31日付で行いました専決処分について承認を求めるものがあります。

主な内容といたしましては、機構集積協力金交付事業等の農林関係を初めとする国・県補助事業及び起債事業等の実施結果を踏まえた事業費や財源の調整等を行ったものであります。また、一般財源である地方交付税の実績が伸びたことなどから、今後見込まれる財政需要等に備え、公共施設整備基金への積み立てに対応したものであります。対

応する財源といたしましては、国・県支出金や町債などの調整を行ったほか、地方交付税等で対処したものであります。その他繰越明許費及び債務負担行為につきまして、実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億559万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ86億2,611万3,000円となったものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専第4号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）。

平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億559万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,611万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

予算説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

2歳入。

款項目、補正額、計及び概要を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、5,565万6,000円、33億1,640万1,000円、普通交付税の総額の計上でございます。

12款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料、20万円の減額、1,449万1,000円、公営住宅使用料の減額調整でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、22万円、4億3,749万円、自立支援医療負担金の調整でございます。

3目災害復旧費国庫負担金、186万9,000円、1,441万1,000円、公共土木施設災害復旧費負担金の調整でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、399万4,000円の減額、1億491万9,000円、個

人番号カード交付事業費補助金等の減額調整でございます。

4目土木費国庫補助金、410万9,000円の減額、4,157万2,000円、社会資本整備総合交付金の調整でございます。

5目教育費国庫補助金、108万5,000円、1億2,782万6,000円、小中学校の要保護児童援助費補助金の減額調整を行うとともに、学校施設環境改善交付金の調整を行ったものでございます。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、11万円、2億9,254万6,000円、自立支援医療の負担金の調整でございます。

2項県補助金4目農林水産業費県補助金、9,164万円の減額、2億1,983万6,000円、機構集積支援事業、担い手確保・経営強化支援事業等の調整を行ったものでございます。

8目災害復旧費県補助金、1,809万1,000円、5,160万3,000円、農地農業用施設災害復旧事業の事業費の確定による調整、そして繰り越し分につきましては過年度分の状況を計上させていただいたものでございます。

16款1項寄附金5目民生費寄附金、192万円、192万円、社会福祉費寄附金として1名の方より寄附をいただいたものでございます。

20款町債1項町債1目総務債、200万円の減額、3,620万円、過疎対策事業債の調整でございます。地区コミュニティセンター事業でございます。

2目民生債、320万円の減額、1,750万円、過疎対策事業債の調整でございまして、しらかか元気っ子事業の調整でございます。

3目衛生債、120万円の減額、1億1,680万円、過疎対策事業債の調整でございまして、ニコニコマタニティライフ応援事業の調整でございます。

4目農林水産業債、1,410万円の減額、2,350万円、公共事業等債あるいは過疎対策事業債の減額調整でございます。

5目商工債、220万円の減額、2,300万円、過疎対策事業債の調整でございます。

6目土木債、2,090万円の減額、1億2,410万円、過疎対策事業債の調整でございます。

7目消防債、10万円の減額、6,030万円、緊急防災・減災事業債の調整でございます。

8目教育債、2,780万円の減額、5億160万円、過疎対策事業債の調整。内容等につきましては、調理場施設整備事業等事業費の確定による調整も含むものでございます。また、町民武道館の整備事業についての調整もさせていただいたものでございます。

9目災害復旧債、1,310万円の減額、5,230万円、自然災害防止事業債及び災害復旧事業債の調整でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、1億円、4億234万9,000円、公共施設整備基金の積み立てでございます。平成28年度末現在高につきましては、約8億4,900万円となっているところでございます。

16目地区コミュニティセンター費、財源内訳の変更でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、356万2,000円の減額、4,178万9,000円、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の減額調整でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、192万円、3億377万6,000円、福祉振興基金への積み立てでございます。

2目心身障害者福祉費、47万4,000円、3億4,900万5,000円、自立支援医療費の実績に伴う対応でございます。

4目福祉医療費、317万円の減額、9,668万6,000円、しらかか元気っ子事業の実績に伴う対応でございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健事業費、117万円の減額、1,240万9,000円、ニコニコマタニティライフ応援事業の実績に伴う対応でございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、4,220万9,000円の減額、3,413万5,000円、強い農業づくり交付金等事業費の確定に基づく調整でございます。

5目農地費、1,339万4,000円の減額、3億4,517万1,000円、川戸・金剛地区ため池等整備事業負担金等事業費の確定に基づく調整でございます。

6目農業再生協議会費、5,270万円の減額、3,197万1,000円、機構集積協力金等事業費の確定に基づく調整でございます。

7款1項商工費3目観光費、106万9,000円の減額、1億2,421万7,000円、紅花生産日本一推進事業補助金の実績に基づく調整でございます。

5目地域産業活性化対策費、81万円の減額、4,093万4,000円、産業創造支援事業等事業費の確定による調整でございます。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、2,092万9,000円の減額、1億3,540万円、佐野線及び上杉沢線の工事实績に伴う事業費の調整でございます。

4目橋梁維持費、556万5,000円の減額、3,828万7,000円、設計業務委託料等でございますが、点検診断等の状況等を踏まえ、事業費の確定による調整をさせていただいたものでございます。

5項住宅費1目住宅管理費、400万円の減額、すまいる住まい！若者定住サポート事業補助金の実績に基づく調整でございます。

9款1項消防費3目消防施設費、財源内訳の変更でございます。

10款教育費1項教育総務費3目スクールバス運行管理等費、48万3,000円の減額、6,161万5,000円、通学費補助金の実績に基づく調整でございます。

2項小学校費2目教育振興費、財源内訳の変更でございます。

3項中学校費2目教育振興費、財源内訳の変更でございます。

5項保健体育費2目保健体育施設費、2,780万円の減額、4億5,154万8,000円、町民武道館整備の事業実績に基づく調整でございます。

3目学校給食共同調理場費、財源内訳の変更でございます。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目農地災害復旧事業費、638万4,000円の減額、5,612万2,000円、事業実績に基づく調整でございます。

2目林業災害復旧事業費、254万2,000円の減額、2,710万9,000円、事業実績に基づく調整でございます。

2項公共土木施設災害復旧費 1目道路河川災害復旧事業費、2,219万9,000円の減額、7,558万7,000円、急傾斜地崩壊対策事業等、県事業負担金の実績に基づく調整になってございます。

次に、予算書4ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表 繰越明許費補正につきまして説明を申し上げます。変更でございます。

款項、事業名、補正後金額の順に説明を申し上げます。

6款農林水産業費 1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業、1,139万2,000円でございます。事業配分額の決定による減額調整でございます。

8款土木費 2項道路橋梁費、上杉沢線道路改良事業、2,342万7,000円。事業の進捗状況を踏まえての対応でございます。

続いて、第3表 債務負担行為補正。廃止でございます。

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

白鷹町商工業近代化資金債務保証、平成27年度から平成42年度、融資額9億1,500万円に対して最高限度額2億7,450万円以内の額。

白鷹町商工業近代化資金利子補給、平成27年度から平成42年度、融資額9億1,500万円の融資残高に対する年3.0%を超える利子額の10分の9に0.95を乗じた額。

白鷹町商工業近代化資金保証料補給、平成27年度から平成42年度、融資額9億1,500万円の融資残高に対して保証料年1.14%以内の割合で計算した額。

白鷹町空き店舗対策事業利子補給、平成27年度から平成30年度、75万円。

4件とも申請実績がございませんでしたので廃止をさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。変更でございます。

変更の内容につきましては、いずれも限度額の変更でございます。起債の目的及び補正後の限度額についてご説明をいたします。

公共事業等、1,310万円を減額いたしまして1,770万円に、災害復旧事業、1,250万円を増額し3,370万円に、自然災害防止事業、2,560万円を減額し1,860万円に、緊急防災・減災事業、10万円を減額し6,030万円に、過疎対策事業、5,830万円を減額し8億1,880万円にそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。



○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 歳出の総務費の公共施設整備基金1億円積み増しの件なのですが、現在残高が8億4,000万円を超えたというご説明でございました。そして、町長のほうからもこれから見込める事業のためというご説明もありました。そして、地方交付税も5,500万円ほど確保なったという背景もあってということだと思います。

そこでなのですが、専決処分というのは、私の認識を述べさせていただきますと、やはり地方自治法にのっとった中で言えば、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要する議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということがやはり本来なのかなと認識させていただいております。そして、3月議会でも1億円積み増しになったなということを思いました。日付が3月末日の専決だという中で、記憶ではそのときにさらにというご説明があったかどうかかわからないですが、3月議会の補正のときにさらに積み増しということに関してご説明があったかどうかということは私も全然記憶ないのですが、やはり結論的に申しましたらば、3月定例議会で補正1億円積み増し、そして3月末の専決ということではなく、一旦はやはり繰り越しで残して、改めてその内容について検討するということが本来なのかなと私は認識させていただいておりますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 基本的には、専決処分をするという行為につきましては、本来は当然議会というものを開催をしていただいてご審議をいただいて決定を受けるというのが、これは今議員がおっしゃられたとおりだというふうな認識を持っております。ただ、それについていともがないとか、あるいは決算上の最終年度において国・県支出金等の歳入等の調整をし対応せざるを得ないというような部分については、専決処分をさせていただき後でご承認いただくということで行政執行しているのも実態でございます。

今回の件につきましては、特に起債事業とそれから特別交付税等の歳入の動向等を踏まえて、歳入についての専決処分の条件をさせていただきました。特に、起債につきましては5月末まで借入れをしなければならないということと、その起債を借入れする場合については議会の議決という部分を担保として借入れをするという行為の中で、今回、このようなことで地方債の調整をさせていただいたという背景があります。

また、特別交付税については3月の中旬等でその交付額を見通すということでございまして、当初予算等の中では非常にストイックに歳入の把握をしていると。それが見通しが出了段階で、その歳入超過といいますか、予算額を超える部分についての対応という判断が出てまいります。あと同時に、決算でございますので、これらについてはいわゆる実質収支、繰越金等におけるいわゆる町の一般会計の総体的な形が出てまいります。そういたしますと、当然ある程度の歳出の把握それから歳入の把握の中で、私どもとしてはバランスのとれた決算を一つの形として持っていく。それらについては、今年度の

財政運営におけるいろいろな国なり県に対するいろいろな財源確保についても一つのデータになるという考え方で財政運営をしていくと。これらについては、当然前年度の中で一定の処分といいますか、歳入歳出の手続をさせていただいて、新年度についてはまた新年度の財政需要に対する私どもとしては国・県の財源を確保すると。このような形で今財政運営をしているという経過がございます。

ちょうど今決算統計をしております、これらについての流れといいますか、形が出てくる過程になっておりますけれども、そういう中で私どもは、特に9月が決算議会でございますけれども、当然これらについては6月中ぐらいに大体の粗い決算の推計は出るわけでございますが、そういう部分についてもある程度のバランスのとれた形に持っていきたいという形が歳入と歳出の繰り越し等の中では考えております。

こういう中で、本来ですと地方財政法では財政調整基金等に例えば2分の1をとという形の内容は議員十分ご承知のことと思っておりますけれども、本町といたしましては、当然財政調整基金が多くなるということはいいわけでございますが、それが地方と国との関係もございまして、いわゆる喫緊の基金に積み増すという考え方を今回はとらせていただいた。そういう形で27年度、28年度、29年度という継続的な単年度決算の中での財政運営の対応をさせていただいたということでございます。

これらにつきましては、あくまでも本来事実といいますか、決算あるいは予算については議会を開いていただいでそしてご審議をいただくということを原則とする部分についてはいささかも変わるわけではございませんけれども、今回このような背景の中で、専決処分の中で、歳入の見通しとそれから決算状況のいわゆるバランスのとれた財政規模といいますか収支動向を踏まえて、このような形で財政運営の手続をさせていただいたものでございますので、これらについてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（遠藤幸一） 13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 1つは、先ほど申しましたように、議会を開催する時間的余裕ということから言えば3月末の専決がなぜ6月定例会になったのかなということが……。本来ですと5月あたりにも臨時会の中で専決処分をしていたという記憶もございます。そういった意味では、今回6月定例会になったということについて再度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 今回につきましては、これらについては議会の議会運営に係る部分とそれから執行部としてのいわゆる議会に上程する案件等のこれは確認という形になるかと思っておりますが、本来ですと、いろいろな町税条例の関係でございますとかあるいは所要の必要な事例等が出まして、ちょうど連休前後等において通常するときについては議会を開かせていただきまして、そして専決処分等の承認等も議案の中に上程をさせていただいているということが従来でございましたけれども、今年度につきましては特に

大きな税法等の改正もございませんで、これらについては議会を開いてそこでご審議をいただくような案件というような部分についてまではいかないのではないかという判断をさせていただいたところでございます。

ただ、今後、例えば1カ月以上経過をして、そして3月31日付の専決処分ということについてはタイムラグといいますか時間的経過があるのではないかということの今回ご意見も承ったわけでございますので、これらについては執行部とそして議会の事務局ともきちんとその辺の部分については調整をさせていただくということ、私どもも今後の議会への議案の上程につきましては、当然今お話をさせていただいた背景もございまして、この辺については今後意を持って対応してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） なぜお話しするかというと、やはり専決で予算編成されてしまって、ほかに剰余金の繰越金といいますか、その用途について中身について議論するということが必要なのかなということを深く思います。今回はほかの案件がなかったということですが、それだけではないのかなということを申し上げたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 特に基金につきましては、財政調整基金であれば、当然これは地方財政法等の中での一定の考え方ということでご理解を得やすい点だろうと私も承知をしております。公共施設整備基金については、今後の町の課題、あるいは今後の維持管理の状況等でこのような形でさせていただきましたけれども、今後これらの基金への専決処分という形での上程の方法についても意を持って対応してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第77号について、原案のとおり決すにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ○議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議第78号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

人権擁護委員芳賀健治郎氏は平成28年9月30日に任期が満了するので、その後任の候補者を推薦するため提案するものであります。

推薦をさせていただきたい方は、住所、白鷹町大字鮎貝3355番地。氏名、大村亨夫。生年月日、昭和29年7月7日であります。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第78号について、原案のとおり適任と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

---

#### ○議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第10、議第79号 白鷹町森林再生基金条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

美しい自然景観や環境保全、さらには山地災害の防止などともに林業・木材産業の活性化を図るなど、森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう「木を植え、育て、伐採し、町産木材を有効活用する」という緑の循環システムを構築し、白鷹町の美しい森林を子や孫の後世に継承していくため提案するものであります。

なお、詳細につきましては農林主幹より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第79号 白鷹町森林再生基金条例の設定について。

白鷹町森林再生基金条例を次のように制定する。

白鷹町森林再生基金条例。

目的及び設置。第1条 白鷹町の美しい森林を後世へ継承していくため、持続的な緑の循環システムを構築し、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的に白鷹町森林再生基金（以下「基金」という）を設置する。

基金の額。第2条 基金として積み立てる額は、白鷹町一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という）の定めるところによる。

管理。第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

処分。第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができる。

委任。第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。14番、今野正明君。

○14番（今野正明） ちょっとお伺いいたします。

今般、森林再生につきましては、国・県も含めまして全国規模でこの取り組みについて考えているところだと思います。これに我が町もしっかりと対応していくという形で、提案理由のとおりだと思います。若干の補足説明をお願いしたいんですけども、この基金の活用について、具体的な今後の活用の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えいたします。

まず、今回の基金につきましては、この基金を活用いたしまして再生林の支援事業を行っていきたくと考えております。再生林につきましては、今国・県等の補助事業もございまして、今年度からその事業に対する県の補助率もアップしたということで、なかなか進まない再生林について力を入れていくという県の方針がございまして、町でもその事業を活用した方、団体等に対しましてその事業の補助残分について支援をしていくという考え方をしているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 14番、今野正明君。

○14番（今野正明） 仕組みとしてそういうことなのかなと思います。前後しますけれども、補正のほうにも1,000万円ほどの予定があるように見ておりますけれども、具体的には、切り出した後に植林をしていくといった場合に、そこに町の基金活用をしていくという考え方でよいのかなと思います。その場合なんですけれども、例えばその年年によって伐採が多く行われたり、あるいは少なかったり進まなかったりということもあつ

て、木材の利用というものも、行政でもさまざま検討していかなければならないかと思  
いますけれども、凹凸があるのかなというふうな中で、基金の積み立ての額についても  
この条文にもありますように「予算の定める」ということですから、必要となった部分  
についてという理解だとは思うのですけれども、基金の性格上、やはりある程度の目的  
の金額とでも申しましょうか、こういったところを把握しておく必要があるのではない  
かなと感じます。森林再生というのは長期のスパンがあるわけですから、最低でも何十  
年とかかります。その中で、行政の中でこういった基金、お金を活用していくという場  
合には、5カ年計画とか10カ年計画、あるいは30カ年計画のようなそういった計画を持  
ってある程度把握していくほうが公のお金を使っていく中では公平性、平等性というも  
のも確保できるのではないかなと。その辺が若干その時々に応じてやっていくというこ  
とのパブリック、公の機関としての考え方、その計画性を今後どうしていくのかをちょ  
っとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えいたします。

ただいまお話ございましたように、この後の補正の審議でもございますけれども、今  
のところこの基金につきましては1,000万円を予定しているところでございます。再造  
林経費について、我々の試算したところでございますけれども、1ヘクタール当たり  
に約145万円ほどの経費がかかるというふうに試算をしております。そのうち、先ほど申  
し上げました国・県の補助を使いますと約8割が補填されると、残ります20%、2割分  
について町のほうで支援をしていきたいという考え方でございます。そうしますと、  
145万円の約20%ということで29万円ほどになるのですけれども、これで考えますと約  
34.5ヘクタール分の植林ができるものと考えております。

年次計画といたしましては、やはりその年その年で同じということにはいかないと思  
いますが、当初平成29年は5ヘクタールぐらいを想定しております、5ヘクタール、  
5ヘクタール、7ヘクタール、7ヘクタール、10ヘクタールとだんだんふやしていつて  
進めていきたいという考え方で、5カ年の中で約34.5ヘクタールぐらいの試算をしてい  
るところでございます。これはもちろん今後のさまざまな動向によりまして木の切り出  
し等も活発になってくることも考えられますので、その際にはこの基金に対しての積み  
増し等も含めて検討していく必要があるのかなと考えております。

○議長（遠藤幸一） 14番、今野正明君。

○14番（今野正明） お話のようにその年年の内容もあるということで、これは行政で計  
画を持って使い方をやっていくのかどうかは難しい問題があろうかと思えます。これは  
産業界も含めまして、やはり森林再生というのは町として自治体として経済界としてト  
ータルプランが必要ではないかなと思えますので、もしこの計画を進めていく中でぜひ  
そういった計画性を持ってやっていただきたいなど、これは要望しておきたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、町のほうでも民間の皆様方といろいろ取り組ませていただいております。境界明確化事業等々やらせていただいております。残念ながら、大きい財産区等については明確に境界などわかるようになっておりますが、個人でお持ちの方はまずわからないというのが実情でございます。これは、いろいろ原因はあるわけでございますけれども、それを私どもとしては何とか境界を明確化し、そしてそこに森林組合が中心となって行います森林経営計画を策定をいたしまして、そういう計画があつて初めて先ほど申し上げたような緑の循環システムというものをやっていきたいなど。これは、私どもは子や孫にそれを引き継いでいく義務があると私は認識をさせていただいております。

今後の状況につきましては、この木材の需要というものをもう少し見定めないとこれは何もいけないわけでございますが、ただ決して、私の見通しということになりますけれども、必ずや木材は再評価できる時期が来ていると私は思っているところでございます。ただ、私どもとしては、この森林組合さんを含めた、材木を切り、切り出してくる、それを利用するというようなものも一つの考え方の中に入れながら取り組んでいく必要があるだろうというようなことで、まずは放置をしている山林、あるいは大量に切り出したけれどもまだそこには全然計画すらないという部分について、何とかこれからこの山林を保護するということと、当然これは我々が山林崩壊を招かないような方法をとることが大切だろうということでこのような考え方をさせていただいているということでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 10番、石川重二君。

○10番（石川重二） この森林の再造林に関してお尋ねしたいのですが、通常こういう杉苗を植えて、その後下刈りを何年もしなければいけないと。一般の人にはできないと思うのですが、いわゆるこの前交流で小国に行ったときに林野庁の方からご説明あつたような、根を大きく伸ばしたもので、切った後すぐに重機でずっと掘って植えれば下刈りしなくても植えた木は育つという説明があつたのですが、そういう方法を利用してという考えでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） ただいまお話ございましたように、やはり植えただけでは木は育たないということで、その後当然下刈り、枝打ち、除伐・間伐と非常に息の長い育林作業等をしていかなければならないわけです。ただいまお話あつたようにさまざまな植え方もそうですし、その後の管理についてもさまざまな工夫が進められているとはお聞きしております。

今回の取り組みにつきましては、それぞれ先ほど国・県の補助を受けるというお話を

させていただきましたけれども、この補助を受ける前段として森林経営計画の策定が必要になります。ですので、その1つのエリアの中でどのように木を切り出し、そしてそれ以降経営していくのかということをとータルで考えていただいた中で経営が成り立つような計画をつくっていくということが出てくるかと思います。そういったことをその計画の中でさまざまな工夫をしていただいて、何とか山主に少しでもお金が残るようにということで、我々としても情報を集めてさまざまな部分でアドバイス等できればと考えております。

○議長（遠藤幸一） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第79号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第11、議第80号 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、施設の構造要件及び人員配置の基準の追加等所要の措置を講ずるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第80号 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。



一部改正要旨をお開きください。

白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育事業所において保育士とみなすことができる者に准看護師を追加するとともに、職員の配置基準や資格要件について緩和するもの。また、建築基準法施行令の改正に伴い、避難用屋内階段に一定の基準を定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第28条、設備の基準、改、小規模保育事業A型を行う事業所における避難用屋内階段において、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合、階段室または付室の構造が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものであることを定めるもの。

第29条及び第31条、職員、改、小規模保育事業A型及びB型を行う事業所において、保育士とみなすことができる者に准看護師を追加するもの。

第43条、設備の基準、改、事業所内保育事業を行う事業所における避難用屋内階段において、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合、階段室または付室の構造が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものであることを定めるもの。

第44条、職員、改、事業所内保育事業を行う事業所において、保育士とみなすことができる者に准看護師を追加するもの。

附則第6条、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に関する特例、新、通常保育士については、2人以上配置が必要となる場所、事業所を利用する幼児等の合計が1人の場合のみ、保育士1人以上の配置とすることができるもの。

附則第7条、新、幼稚園教諭、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすもの。

附則第8条、新、1日につき8時間を超えて開所する場合において、開所時間を通じて必要となる保育士の数が、利用定員に応じて算定した保育士数を超えて配置が必要となるときは、当該超えて配置しなければならない者について、保育士と同等の知識及び経験を有するものを保育士とみなし、配置することができる旨規定するもの。

附則第9条、新、前2条の規定を適用するときは、保育士を3分の2以上置くとするもの。

附則、公布の日から施行するもの。

なお、この条例の家庭的保育事業所等につきましては、町内には該当施設はございませんが、近隣では事業所内保育を実施している施設がございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第80号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第12、議第81号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を追加するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第81号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件に、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校の教諭となる資格を有す

る者を追加するものでございます。なお、義務教育学校は、県内では新庄市立萩野学園のみでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第10条第3項、職員、改、放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するもの。

附則、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第81号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第82号及び議第83号の上程、説明、委員会付託

○議長（遠藤幸一） 日程第13、議第82号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について及び日程第14、議第83号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

初めに、議第82号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、若者定着奨学金返還支援事業や企業立地促進事業による企業支援への対応を初めとして、豪雨等により被害を受けた林道、河川等の災害復旧対応や町道、橋梁等の維持工事のほか、ICT教育環境整備推進事業等について所要の措置を講ずるものであります。また、木材の活用と再生林を支援し、緑の循環システムとして白鷹町の美しい森林の再生に資するため、森林再生基金への積み立てを行うものであります。対応する財源といたしましては、国・県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ9,048万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,748万7,000円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きをいただきたいと思います。

議第82号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,048万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,748万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款、補正額及び計を申し上げます。

13款国庫支出金、198万9,000円、5億7,152万4,000円。

14款県支出金、299万円、7億3,056万5,000円。

15款財産収入、1万6,000円、199万8,000円。

17款繰入金、750万円、7,089万円。

18款繰越金、5,741万9,000円、2億7,741万9,000円。

19款諸収入、637万3,000円、1億5,679万円。

20款町債、1,420万円、10億8,380万円。

歳入合計、9,048万7,000円、77億4,748万7,000円。

次に、歳出を申し上げます。

2款総務費、757万2,000円、12億5,908万6,000円。

3款民生費、512万円、20億5,292万3,000円。

4款衛生費、14万円、4億9,276万円。

6款農林水産業費、1,118万1,000円、6億9,123万7,000円。

7款商工費、1,316万4,000円、1億9,087万9,000円。

8款土木費、2,992万7,000円、7億5,267万9,000円。

9款消防費、130万円の減額、3億3,628万7,000円。

10款教育費、898万円、8億8,970万9,000円。

11款災害復旧費、1,570万3,000円、1億1,650万6,000円。

歳出合計、9,048万7,000円、77億4,748万7,000円。

続いて、第2表 地方債補正でございます。

変更でございます。2つの事業につきましては、限度額の変更を行うものでございます。災害復旧事業につきましては、420万円を追加し2,270万円に、過疎対策事業につきましては、1,000万円を追加し6億1,200万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第83号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険制度改正に伴うシステム改修に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、国庫支出金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億5,071万3,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議第83号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,071万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金、72万1,000円、3億6,381万8,000円。

歳入合計、72万1,000円、18億5,071万3,000円。

歳出。

1 款総務費、72万1,000円、1,097万9,000円。  
歳出合計、72万1,000円、18億5,071万3,000円。  
以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの平成28年度補正予算2件は、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成28年度補正予算2件は、予算特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、休憩中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後 2時33分）

---

再 開 （午後 3時55分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○追加変更議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） お手元に配付しました追加変更議事日程のとおり議事を追加変更し、会議を進めます。

---

#### ○議第82号及び議第83号の上程、説明、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 議事に入ります。

日程第15、議第82号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）及び日程第16、議第83号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、菅原隆男君。

〔予算特別委員長 菅原隆男 登壇〕

○予算特別委員長（菅原隆男） 予算特別委員会審査報告を行います。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第82号、平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第83号、平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論、採決を行います。

まず、議第82号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議第82号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第83号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議第83号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

---

#### ○議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第17、議第84号 道路維持作業車の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

道路維持作業車の購入について、指名競争入札の結果に基づき取得するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第84号 道路維持作業車の取得について。

町は、下記のとおり道路維持作業車を取得したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。記。

1 購入しようとする物件、道路維持作業車。

2 取得予定価格、777万6,000円。

3 取得方法、売買契約。

4 契約の相手方、西置賜郡白鷹町大字鮎貝1009番地、有限会社 小嶋自動車整備工場、代表取締役 小嶋 金 作。

取得いたします車種等について説明申し上げます。車種形態につきましては、高床3トン積みダンプトラック。駆動方式につきましては、4輪駆動車でございます。車両メーカーにつきましては、三菱ふそう社。納期につきましては、平成29年2月末となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第84号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、議第85号 荒砥小学校大規模改修工事（校舎）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

荒砥小学校大規模改修工事（校舎）について、指名競争入札の結果に基づき契約を締



結するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第85号 荒砥小学校大規模改修工事（校舎）請負契約の締結について。

町は、下記により荒砥小学校大規模改修工事（校舎）請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1 契約の目的、荒砥小学校大規模改修工事（校舎）。
- 2 契約の方法、指名競争入札。
- 3 契約金額、2億5,056万円。
- 4 契約の相手方、西置賜郡白鷹町大字鮎貝54番地、丸ト建設株式会社、代表取締役、村上栄一。

主な工事の内容等について申し上げます。

今回の工事につきましては、校舎面積が4,105平米ほどあります校舎の全面的な老朽化対策ということでございまして、具体的な工事内容といたしましては、初めに建築関係でございますが、屋根の改修、屋上の防水、外壁・内部の改修、カーペット床の解消等でございます。次に、電気設備関係ですけれども、自家用電気工作物設備及び放送設備の更新等でございます。機械設備関係ですけれども、トイレの洋式化でありますとか、管理部門の部屋へのエアコンの設置、古いFF暖房機の更新等を行うものでございます。

工期につきましては、債務負担行為を設定させていただいておきまして、平成28年度、29年度の2カ年工事として実施をするものでありまして、平成30年2月16日を完成期限としているものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第85号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

---

○請第2号の委員会付託

○議長（遠藤幸一） 日程第19、請第2号 T P P協定を国会で批准しないことを求める  
請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、産建文教常任委員会に審査を付託いたします。

なお、審査は開会中の審査とされるよう申し添えます。

---

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の  
規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会す  
ることに決しました。

大変ご苦労さまでした。

延 会

〈午後4時05分〉